

三重県多文化共生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 三重県における多文化共生社会づくりを推進するため、多様な主体から県の施策に対して意見を求めること、及びネットワークの構築に寄与することを目的に「三重県多文化共生推進会議」を設置する。

(議事事項)

第2条 会議においては、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 三重県における多文化共生施策に関すること。
- 二 多文化共生のためのネットワークの構築に関すること。
- 三 その他、多文化共生社会づくりに関すること。

(組織)

第3条 会議は、別に定める委員で構成する。

- 2 会議には、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって決める。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 会議には、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とし、再任を妨げない。

- 2 委員に異動等特別の事情があるときは、必要に応じて変えることができる。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。
- 3 会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。